

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地															
大原スポーツ公務員専門学校甲府校		平成27年12月25日		杉田 義文		〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-8-8 (電話) 055-236-1721															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地															
学校法人 大原学園		昭和54年4月1日		中川 和久		〒101-0065 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266															
分野	認定課程名	認定学科名				専門士	高度専門士														
文化・教養	文化・教養専門課程	公務員学科				平成30年文部科学省 認定	-														
学科の目的	本学科は、法律および行政に関係する専門教育を施し、一般的に公務員として求められる、法律知識、防災知識、パソコンスキルなどを修得し、自立した社会人の育成を目的とする。																				
認定年月日	令和2年4月20日																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義		演習	実習	実験	実技													
	2 年		1700	1401	1988	870	0	0													
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)		専任教員数	兼任教員数	総教員数														
140人		118人	0人		6人	1人	7人														
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日				成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 秀、優、良、可、不可の5種・定期試験															
長期休み	■夏季休業 ■冬季休業 ■春季休業				卒業・進級 条件	所定の授業時間数以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達して卒業資格を得た者															
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 保護者への連絡および通知				課外活動	■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 各種クラブ活動の大会参加、地方公共団体、企業等へのボ ■サークル活動: 有															
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 各種国家公務員、各地方自治体など				主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年5月1日時点の情報)															
	■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 校内での公務員試験ガイダンスを実施 個別受験指導・面接トレーニングなど					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般教養力検定2級</td> <td>③</td> <td>72人</td> <td>65人</td> </tr> <tr> <td>一般教養力検定1級</td> <td>③</td> <td>66人</td> <td>33人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種	受験者数	合格者数	一般教養力検定2級	③	72人	65人	一般教養力検定1級	③	66人	33人
	資格・検定名	種	受験者数	合格者数																	
一般教養力検定2級	③	72人	65人																		
一般教養力検定1級	③	66人	33人																		
■卒業者数: 73 人 ■就職希望者数: 69 人 ■就職者数: 69 人 ■就職率: 100 % ■卒業者に占める就職者の割合: 94.5 % ■その他 ・進学者数: 0人				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等																	
(令和 2 年度卒業生に関する 令和3年5月1日 時点の情報)																					
中途退学 の現状	■中途退学者 5 名 令和2年4月1日時点において、在学者127名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者122名(令和3年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、体調不良				■中退率 3.4 %																
	■中退防止・中退者支援のための取組 担任及び学科責任者による定期面談、保護者への定期連絡、3者面談、転科の実施 など																				
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 ①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施。大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除する。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施。大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除する。 ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																				
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																				
当該学科の ホームページ URL	<a href="https://kofu.o-hara.ac/">https://kofu.o-hara.ac/</a>																				

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①卒業生の主な就業先である国家公務員・地方自治体に関する有識者である公益社団法人や行政書士事務所と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②法律行政分野における学習の中心となる法律、基礎教養力、計数能力は勿論のこと、行政が行う取組み、コミュニケーション技術や職種別の専門知識などの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、業界団体及び企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長並びに教務課長、コース責任者が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
杉田 義文	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 および 大原スポーツ公務員専門学校甲府校 校長		
近藤 浩	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課長		
田口 貴之	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課長補佐		
三枝 祐太	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課長補佐		
伊藤 和也	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課		
鈴木 伸一	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課		
河野 純子	大原簿記情報ビジネス医療福祉保育専門学校甲府校 教務課		
長田 正拓	大原スポーツ公務員専門学校甲府校 教務課長代理		
越石 寛	甲府商工会議所 事務局長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	①
矢崎 良典	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課 課長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	①
土屋 淳	公益社団法人 やまなし観光推進機構	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	①
佐藤 英雄	株式会社 ネオシステム 人事総務部 部長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③
厚芝 徹	医療法人 恵信会 法人本部 人事部 部長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③
井上 卓己	井上卓己税理士事務所 所長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③
篠原 英雄	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 もえぎ寮 寮長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	③
安富 誉訓	社会福祉法人 国母福祉会 国母保育園 園長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	③
住吉 寿夫	住吉寿夫司法書士・行政書士事務所 所長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

#### (4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、12月)

(開催日時(実績・予定))

第1回 令和3年8月3日 15:30～17:30

第2回 令和3年12月

#### (5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員に対して大原学園の教育内容、カリキュラムの説明を行って、実務家からのご意見を頂く。

I) 前回(令和2年 第2回)頂いたご意見及び検討事項について確認。

- ① 法律の学習方法について、学習のモチベーション、地方行政の理解度向上のためにも、導入部分に、1.身近さ、2.実用性、3.行政との関係、を取り入れることを検討してほしい。
- ② 日本版DMO(Destination Management/Marketing Organization)の学習について、地域連携型DMOのリアルを学ばせるため、資料、統計から事象や原因を推測する授業展開を検討してほしい。

II) 上記のご意見に基づく授業内における対応並びに今後の検討課題は以下の通り。

- ① 2年次「法律研究」にて、有識者講義として住吉先生の法律概論の講義を取り入れた。民法の基本的な考え方を、朝起きてから帰宅するまでの自分の一日に模し、身近な具体例を通してどれだけ必要な存在であるかを学んだ。その後法の論点や判例についてレポートを作成することで、リーガルマインドの醸成をはかった。レポート、プレゼンの指導にあたる職員は、一般財団法人公務人材開発協会の研修を受け、公務員の服務と倫理について学ぶ機会を設けた。
- ② 「職業研究 I」は観光に関する有識者講義、実務経験者の講義、聴講したうえでのグループワーク、プレゼンテーションを予定している。2021年入学生からは講義の序盤で統計を読む演習を取り入れたい。過去の統計から、例えばコロナや「Go to」キャンペーンの有無などを確認し、政策が観光にどのような影響を与えるか考えさせたい。リアルな変化を学ぶことで政策提言などのプレゼン内容の向上を期待する。

III) 今回(令和3年 第1回)頂いたご意見及び検討事項。

- ① 組織に関する法律の学習が必要であろう。対外的な謝罪、抗議などは特に組織内のコンセンサスが必要である。その方法として指示系統が決められている。大きな枠では法律、命令、内部事項では訓令、通達など。職務宣誓の意義も同様にコンセンサスのために存在すると考えるべきである。行政組織を学び、指示系統、守るべき規範と秩序、職務上の責務などの理解を深めることが、公権力側にふさわしいマインドの醸成に役立つだろう。学生の立場で組織論を学ぶのは難しいので、行政組織法の基本概念や行政行為の効力について講義を行ってはどうか。
- ② 観光行政は大変厳しい現状にある。行政が現場を理解した施策を行わなければならない。観光のリアルは「金をとる」ということであり、無償サービスと混同してはいけない。2007年から国の指針で育成が始まり山梨ははじめ多くの自治体で様々な取り組みを行っている。しかし、観光客と対峙するとき何が本当に必要か理解できていない。現在必要なおもてなしとして、新しい生活様式に基づく安全安心を提供できるということが重要であろう。観光客に対応する際の具体的な行動について、新しい生活様式をどう組み込むか考えさせるとよいのではないだろうか。

## 2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

### (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 法律行政分野における演習は、企業等との連携の下、学内で行なわれる学習科目が多いことを考慮して演習の組立を行なう。
- ② 企業等との連携による演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 企業等から演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを企業等の実務の視点から評価を仰ぐ。

### (2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

自治体等に出前講座を依頼し、決定通知をいただくとともに、下記の4点について連携している。

- ① 実習授業内容構築へのサポート
- ② 当該実習授業における評価ポイントの確認
- ③ 授業方法に関する教員への指導
- ④ 学生の学修習熟状況の評価

### (3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
職業実務Ⅰ	行政上の諸問題について、甲府市職員の指導の下、専門的知識を習得する。演習はグループ単位で行い、実社会で必要な協調性や責任性を養う。演習最終日のプレゼンテーション発表会にて有識者から客観的に評価していただき、思考能力と表現能力を養う。 ※演習テーマ:「甲府市の観光行政について」	甲府市役所

### 3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記  
 専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身に付けなければならない。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。  
 「大原学園教職員研修規定」に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識、技能、企画力、判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の自発的な意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は以下の通り。  
 ① 地方自治体から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修  
 ② 大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施  
 ③ 学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績  
 ① 専攻分野における実務に関する研修等  
 令和2年12月10日(木)  
 連携企業等: 一般財団法人公務人材開発協会  
 研修名「行政の仕組みと公務員制度」  
 対象: 公務員学科教員 1名  
 内容: 「職業実務Ⅳ」(国家行政)、「公務員倫理」の質向上のため、国家公務員として求められる公務員像を理解するための研修。実際に国家公務員の研修に携る機関による研修を受講することで、公務員制度、公務員法を学び、講義に反映することができた。

令和2年12月16日(水)(通算6回)・令和3年3月10日(水)(通算7回)  
 連携企業等: 甲府市役所  
 研修名「地方行政 実務研修」  
 対象: 公務員学科全教員  
 内容: 「職業実務Ⅰ」(地方行政)、「行政研究」に資するため、地方行政の仕組みや、自治体の取り組みを学ぶための研修。回ごとにテーマを定め甲府市職員による講義を受講することで、最新の情報、より専門的、実務的な知識を習得し、実例に基づいた授業を展開できるようにする。今年度は、空き家の定義と行政の施策(4回)甲府市の農業の現状と振興計画(5回)についての研修を受けた。

② 指導力の修得・向上のための研修等  
 令和2年12月16日(水)  
 連携企業等: コミュニケーション・アーツ・アカデミー 上野恵子  
 研修名「コミュニケーションスキル研修」  
 対象: 全学科教員  
 内容: 表情(笑顔)の作り方や話し方、声の出し方などを講義形式およびロールプレイング形式で学んだ。教員一人ひとりの存在が大原ブランドそのものであり、教員としての使命は「学生を社会に送り出す仕上げをする事」と再認識する良い機会となった。今後の就職指導や資格取得指導に活かしたい。

令和3年3月19日(金)  
 連携企業等: 山梨県臨床心理士会  
 研修名「カウンセリング技法研修」(通算5回目)  
 対象: 全学科教員  
 内容: 子ども(10代を主にした若者)の学校生活に起因するネガティブな感情と行動について、家庭背景と3つの弱さから検証を行う。学校と家庭では見せる行動が異なることを考え、ポジティブな思考に変換させるきっかけを作るためのコツを学んだ。

(3) 研修等の計画  
 ① 専攻分野における実務に関する研修等  
 令和3年12月  
 連携企業等: 一般財団法人 公務人材開発協会  
 研修名「公務員の服務と倫理」

対象:公務員学科教員  
 内容:「行政研究」の質向上のため、国家公務員として求められる公務員像を理解するための研修。実際に国家公務員の研修に携る機関による研修を受講することで、コンプライアンスに関する具体的な知識を習得し、講義に反映することを目的とする。

令和3年12月(通算8回)・令和4年3月(通算9回)  
 連携企業等:甲府市役所  
 研修名「地方行政 実務研修」  
 対象:公務員学科教員  
 内容:「職業実務Ⅰ」、「行政研究」の質向上のため、地方行政の仕組みや、自治体の取り組みを学ぶための研修。回ごとにテーマを定め甲府市職員による講義を受講することで、最新の情報、より専門的、実務的な知識を習得し、事例に基づいた授業を展開できるようにする。

②指導力の修得・向上のための研修等  
 令和3年12月  
 連携企業等:コミュニケーション・アーツ・アカデミー 上野恵子  
 研修名「コミュニケーションスキル研修」(通算2回目)  
 対象:全学科教員  
 内容: SNSの発達や感染症対策により直接的コミュニケーションの機会を減らしている学生への指導を見据え、その必要性や社会的評価を学ぶ。ロールプレイ形式も織り交ぜビジネスマナーの基本スキルも確認し、学生へのレクチャーに活かすための研修。

令和4年3月  
 連携企業等:山梨県臨床心理士会  
 研修名「カウンセリング技法研修」(通算6回目)  
 対象:全学科教員  
 内容: 学生指導、保護者対応において信頼関係の構築が大切となる。その上で求められることは、相手の状況や感情をくみ取った話し方や振る舞いを実践することである。信頼関係構築において求められる知識技能を、演習を通して体験し実践力を身に付ける。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針  
 当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員会を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。</li> <li>②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。</li> <li>③カリキュラムは体系的に編成されているか。</li> <li>④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。</li> <li>⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。</li> <li>⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。</li> <li>⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。</li> <li>⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。</li> <li>⑨資格取得の指導体制はあるか。</li> </ul>
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。</li> <li>②資格取得率の向上が図られているか。</li> <li>③卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。</li> </ul>
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①就職に対する体制は整備されているか。</li> <li>②退学率の低減が図られているか。</li> <li>③学生相談に関する体制は整備されているか。</li> <li>④学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。</li> <li>⑤学生の健康管理を担う組織体制はあるか。</li> <li>⑥課外活動に対する支援体制は整備されているか。</li> <li>⑦学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。</li> <li>⑧保護者と適切に連携しているか。</li> <li>⑨卒業生への支援体制はあるか。</li> </ul>
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。</li> <li>②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。</li> <li>③防災に対する体制は整備されているか。</li> </ul>
(7)学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学生募集活動は、適正に行なわれているか。</li> <li>②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</li> <li>③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。</li> <li>④学納金は妥当なものとなっているか。</li> </ul>
(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。</li> <li>②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。</li> <li>③財務について会計監査が適正に行なわれているか。</li> <li>④財務情報公開の体制整備はできているか。</li> </ul>
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。</li> <li>②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。</li> <li>③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。</li> <li>④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。</li> </ul>
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。</li> <li>②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。</li> </ul>
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

企業等委員並びに近隣住民、卒業生で委員会を実施した。概ね適正に運営されており、冷静かつ客観的な自己点検・評価に基づき、学校としての努力が感じられるとのご評価だった。近隣住民の委員からは、「身だしなみが整っており、挨拶などの礼儀作法がしっかりと身に付いている学生が多い」「その様な学生を育てている教員が素晴らしい」とのお言葉を頂いた。また、各委員からは、「コロナ禍で保護者、学生ともに苦勞が絶えないと思うが、学生同士の繋がり、学生と学校の繋がりを大切にして、親の身になった対応を心掛けてほしい」とのご助言を頂いた。教職員一同、肝に銘じたい。なお、課題が残る項目は、管理職が改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させる。

## (4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
佐藤 英雄	株式会社 ネオシステム 人事総務部 部長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
厚芝 徹	医療法人 恵信会 法人本部 人事部 部長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
井上 卓己	井上卓己税理士事務所 所長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
篠原 英雄	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 もえぎ寮 寮長	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員
安富 誉訓	社会福祉法人 国母福祉会 国母保育園園長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
住吉 寿夫	住吉寿夫司法書士・行政書士事務所 所長	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	企業等委員
柄沢 眞	富水自治会	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	近隣住民
石渡 もと子	ベルクラシック甲府 マーケティング部チーフ	令和2年4月1日～令和4年3月31日(2年)	企業等委員 近隣住民
中山 芳江	社会福祉法人 共立福祉会 つくし保育園	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

## (5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/about/hvoka/>

公表時期: 令和3年9月30日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

## (1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

## (2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2) 各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3) 教職員	教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開

(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	
※(10)及び(11)については任意記載。	
(3) 情報提供方法 (ホームページ) URL: <a href="https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/">https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/</a>	

授業科目等の概要

(文化・教養専門課程公務員学科)																	
分類	必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
									講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
	○			基礎数的Ⅰ 数的推理	数学的な基礎知識を基に、文章問題を解答する	1前	52	2	○						○		
	○			基礎数的Ⅱ 判断推理	数学的な基礎知識及び論理的な思考を基に、文章問題を解答する	1前	36	2	○						○		
	○			基礎数的Ⅲ 空間把握・資料解釈	数学的な基礎知識や空間把握能力を基に、問題を解答する	1前	44	2	○						○		
	○			基礎社会科学Ⅰ 政治	基本的人権や統治機構など憲法の基礎知識を学ぶ	1前	32	2	○						○		
	○			基礎社会科学Ⅱ 経済	金融政策・財政政策・外国為替など、経済の基礎知識を学ぶ	1前	26	1	○						○		
			○	基礎社会科学Ⅲ 社会	労働問題・環境問題など、社会分野の基礎知識を学ぶ	1前	15	1	○						○		
			○	基礎人文科学Ⅰ 地理	気候、地形、世界各国の産業など地理の基礎知識を学ぶ	1後	24	1	○						○		
			○	基礎人文科学Ⅱ 日本史	大和政権から昭和までの日本史を学ぶ	1後	28	1	○						○		
			○	基礎人文科学Ⅲ 東洋史・近代史	中国・朝鮮半島の歴代王朝と第2次世界大戦以降の世界史を学ぶ	2前	16	1	○						○		
			○	基礎人文科学Ⅳ 古代史・西洋史	古代およびヨーロッパ世界を中心とした世界の歴史を学ぶ	2前	18	1	○						○		
			○	基礎人文科学Ⅴ 倫理・文学・芸術	西洋および東洋の倫理や芸術、文学を学ぶ	2前	16	1	○						○		
			○	基礎自然科学Ⅰ 生物	生体から自然環境まで、幅広い生物分野を学ぶ	1後	20	1	○						○		
			○	基礎自然科学Ⅱ 地学	地球の内部構造から宇宙まで、幅広い地学分野を学ぶ	1後	16	1	○						○		
			○	基礎自然科学Ⅲ 物理	基本的な公式を覚え、運動・熱・電気などの仕組みを知る	2前	16	1	○						○		











100		○	販売職ビジネスマナー	接客に関する実践的な学習をする	2 後	90	3				○			○	
101		○	プレゼンテーション	企画から発表までの一連の流れ	2 後	30	1				○			○	
102		○	卒業研究	実店舗を題材にして、課題に対する改善案を提案し発表する	2 後	##	6				○			○	
合計					103科目			4319単位時間(176単位)							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>(試験)</p> <p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験等を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対して行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1. 学業成績の判定は、秀・優・良・可・不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。</p> <p>2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP (Grade-Point) を与える。</p> <p>(卒業)</p> <p>1. 規定する修業年限以上在学して、所定の授業時数以上を履修し、かつ定める単位数以上を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う</p>	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	20週

(留意事項)

1. 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
2. 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。